

第24期 第37回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年4月13日（木）13時30分から15時10分

2 開催場所 大津市役所本館4階第1委員会室

3 出席委員（17名）

1番	高谷	久美子	委員
2番	宇野	幸太郎	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
9番	森元	直紀	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員
18番	三田村	美江	委員

4. 欠席委員（1名）

5番 安井 善次 委員

5 説明員（1名）

農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第143号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第144号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第145号 農用地利用集積計画について

報告第202号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第203号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

- 報告第204号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第205号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について
報告第206号 相続税納税猶予に関する適格者証明書について
報告第207号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第208号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

8 事務局

局長、次長、係長、主査、主査

9 議事概要

事務局長 定刻となりましたので、第24期37回大津市農業委員会定例総会を始めます。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

先唱につきましては、番号順となっておりますので、2番宇野幸太郎委員に先唱していただきますので、よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席をお願いいたします。

それでは、会議全体の司会進行は、副会長の輪番制になっております。本日は、南部選出の副会長であります松尾比古敏委員にお願いしたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

委員 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日、安井善次委員が所用のため欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席は17名でございます。在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立していることをご報告申し上げます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。次に、会長からご挨拶をいただきます。会長、お願いいたします。

会長 < 会長挨拶 >

委員 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろし

くお願いいたします。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただくようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できるようよろしくご協力のほどお願いします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

3番 大伴 四郎左衛門 委員

4番 橋本 正和 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第143号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元の委員のご意見をお伺いします。

No.1の南小松につきまして、地元委員よりご意見をお聞きしたいと思えます。

委 員

1番につきましては、去る3月24日に私と地元推進委員、そして認定農業者である買主と3人で立会いたしました。認定農業者ということもあり、また農地としての利用ですので、何の問題もないと思えます。本件、お認めいただきたいと思えます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.2の和邇今宿につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員

3月26日に、立会人として〇〇さんと地元推進委員とで現地で話をいたしました。持ち主の方は、もう旦那さんが亡くなられて、現地は草が長い間生えている状態だったんですが、きれいに刈られていて、耕作する意思もあるということで、そのほかにも農地がございまして、何ら問題ないかと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 続きます、No.3の桐生三丁目及び4の中野二丁目につきまして、地元委員よりご意見を伺います。

委 員 今回から初めてタブレットを使って立会をさせていただきました。
 No.3の案件ですが、これは、4月1日に譲受人、それから土地調査士、それから地元推進委員と私の4名で立会を行いました。この田んぼは、上流で工場の拡張がされるということで、埋め立てられるため、その代替地がないかと探されていたら、遠方に住まわれている方の田んぼがあり、今後も管理が難しいということからそこを購入されたということです。埋立工事中ですが、水路がなくなるということから、工事完了まで仮設の水路を設けて、水路の確保をされるということなので、問題はないかと思うところです。

 それから、現状、この田んぼは、写真のようにきれいに整備されていますし、田んぼとして使用されるということで、全く問題ないというように思いますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

 それから、次のNo.4の案件ですが、これは、3月29日に譲渡人、耕作者である〇〇氏、譲受人、それから地元推進委員と私の5名で立会を行いました。この田んぼは、譲受人の田んぼが隣にあり、また、耕作者が高齢ということから、今後耕作が困難であって、耕作者を見つけるということのも大変になるということで、隣の所有者が、そしたらそこを購入するということになったということです。田んぼとして、現状のまま使われるので、全く問題ないということですのでよろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

 (なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
 それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第143号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
 続きます、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第143号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第143号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第143号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第144号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
それでは、説明が終わりましたので、3月23日に実施されました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 3月23日、一日立会委員ということで立会しました。もともこの土地は、19ページに顛末書がございますように、昭和36年に建てられた家ですが、登記上地番が間違っているという内容です。そして、その後所有者が亡くなり、相続人が申請をしたときに初めて気づかれたという形になっております。もともとの現況のとおりやり直す手続ということで申請されたもので、特に問題はございませんので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いいたします。
No.1の仰木六丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 3月23日に、一日立会委員、地元推進委員と一緒に現地のほうを見てきました。これは私が小学校の時分から建っている家で、お父さんが亡くなられ、娘さんが相続されたときに、違う地番に建っている、と発覚したという

ものであります。

先ほど一日立会委員もおっしゃったとおり、16ページの図を見てもらうと分かるかと思うのですが、この地番の枝〇番と枝〇番を逆にして登記されていたということで、枝〇番は倉庫跡のようなものが残っているところ。本来は、ここに家が建つつもりで登記をされていたので、相続するとき間違いに気づかれ、今回顛末書を付けて申請をされましたので、ご審議のほどお願いしたいんですが、あと周りに農地というのが、この東側に小さい、自分のところで食べる用の野菜を作っておられる畑が少しあります。この集団は、水も全部悪くて、昔からこの周りの農地は全て畑です。水が来ないので田んぼはございませんので、水利関係のほうも問題ないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
 No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第144号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

 続きまして、議案第145号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

 なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係の〇〇委員、〇〇委員が利害関係人に該当しますので、退席していただきます。

 それでは、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第145号 農用地利用集積計画については原案のとおり決定いたします。

それでは、これより〇〇委員、〇〇委員にお入りいただきます。

それでは、ここで農林水産課から報告事項があるとのことですので、よろしくをお願いします。

<農林水産課、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 報告が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 ありがとうございます。

農林水産課のご説明を終わっています。

ここで農地系の議案の審査を一旦終了いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

報告第202号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第203号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第204号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第205号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について、報告第206号 相続税納税猶予に関する適格者証明書について、報告第207号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき集計報告>

議 長 ありがとうございます。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお伺いいたします。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、これをもちまして農地系の案件は終了します。

引き続き、農業振興系の案件に移ります。

それでは、報告第208号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、報告第208号 令和5年度最適化活動の目標の設定等については先ほどの報告どおりに進めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

では、その他の報告に移ります。事務局からお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 何かご質問がありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、マイクを司会に渡します。

委 員 以上をもちまして第37回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。お疲れさまでした。

議事録署名委員

議 長（横山 成治 委員） 印

委 員（大伴 四郎左衛門 委員） 印

委 員（橋本 正和 委員） 印